

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A研究所（以下「研究所」という。）に研究職として雇用され、○年○月○日からはB所在の研究所Cセンター（以下「センター」という。）において、次長として勤務していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、センターにおいて企業向け講演会の講演を行っていたときに体調の異常を感じ、意識障害が生じたため、同日、D医療機関に緊急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、同処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をしたが、当審査会は、○年○月○日付けでこれを棄却した（平成29年労第296号）。  
その後、請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、同処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官は○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をしたが、当審査会は、同年○月○日付けでこれを棄却した（平成30年労第92号。以下「前回裁決」という。）。

本件は、請求人が、更に請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるもの

であるとして、○年○月○日から同年○月○日までの間及び○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長がこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、これを不服として本件各処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、本件各処分を不服として、審査官に対し、それぞれ審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付け及び○年○月○日付けでいずれの審査請求も棄却する旨の決定をしたことから、更にこれらの決定を不服として、それぞれ本件再審査請求をした。

5 当審査会は、これらの再審査請求について併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第14条の2の規定によりこれらを併合した。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人の本件疾病について、当審査会としては、既に前回裁決において、業務上の事由によるものとは認められないと判断している。

請求人は、審査官に対し、持ち帰り残業の成果物であるとして、請求人が業務のために作成した種々の資料を提出し、これらの資料の作成に要した時間も労働時間の算定の基礎とすべきであると主張したため、今般の決定において、審査官は、これらの資料の作成に要した時間を推計して、同時間を労働時間に算入し、従前の決定において作成した労働時間集計表の修正を図った上で、同修正によっ

ても、請求人の時間外労働時間数は、請求人に発症した本件疾病の業務起因性を判断する基準である「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号）の要件を満たさず、本件疾病は業務上の事由によるものであると認められないとして、各審査請求を棄却している。

持ち帰り残業に費やした時間をそのまま労働時間として評価することは適切でなく、使用者の指揮命令下に置かれたものと客観的に評価することのできる時間を労働時間とすべきであって、上記審査官の判断は必ずしも妥当とはいえないが、仮に、請求人が主張するように持ち帰り残業により、資料を作成するために要した時間を労働時間と認めたとしても、上記の審査官の判断のとおり、請求人の時間外労働時間数は認定基準の要件を満たさないのであるから、本件疾病が業務上の事由によるものであるということとはできない。

その他請求人は、前記第3の1（略）のとおり主張するが、その内容はこれまでの再審査請求と同様のものであり、一件記録を改めて精査しても、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。